

**憲法しんぶん 速報版**  
 発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007  
 ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2021年2月1日(月)  
 NO. 1138号  
 本号3頁

**何としてもマイナンバーカード普及させたいとの思惑で、  
 「マイナンバーでワクチン管理」突如浮上に厚労省は困惑**

ワクチン接種の管理の手法をめぐり、政府や自治体に混乱や摩擦が生じています。厚生労働省は河野行政改革相がワクチン接種の担当になる前から、流通管理のシステムづくりを進めてきましたが、マイナンバー活用論が突然出てきたからです。

河野氏は25日、マイナンバーを用いて個人の接種記録をリアルタイムで管理できるシステムづくりを国の費用で進める考えを示しました。市区町村が使う予防接種台帳のシステムや、厚労省がつくるシステムには影響を与えない別物とし、医療従事者の次に優先順位が高い高齢者が接種を始める3月ごろまでに運用をスタートさせる方針です。個人ごとに接種の年月日や場所、ワクチンの種類、住所などを登録して、全国データベースをつくるとしています。接種予約や、接種証明の発行などにも使うなどの案も出ています。

混乱の始まりは19日の行政のデジタル化を担う平井卓也デジタル改革相が記者会見で、「誰にいつどのワクチンを打ったか、確実に管理する方法はマイナンバーしかない」とマイナンバーの活用を唐突に発言したからです。平井氏はその日のうちに、ワクチン担当になったばかりの河野氏と新システムの検討を確認。菅首相も21日の参院本会議で「マイナンバーの活用も含め、効率的に接種記録を把握できる仕組みも検討する」と述べ、両者を後押ししました。

予防接種は原則、住民票がある市町村で受けます。最も早い摂取の開始が見込まれるファイザーのワクチンは、3週間の間隔をあけて2回摂取する必要があります。1回目の摂取後に、接種券(クーポン券)をなくしたり、市区町村をまたいで引越した場合に転居先で情報が共有されなかったりするケースも想定されるとして、平井氏はマイナンバーは全国民に固有の番号があり、摂取記録とひもづければ、転居に伴う確認作業が確実にできると述べています。



厚労省は、すでに自治体への流通管理システムづくりを進めており、驚き、困惑しています。河野氏らは紙媒体の接種券をデジタル発行に変えられないか検討しました。結局、「予防接種台帳のシステムまでいじると混乱を呼んでしまう」などとして、接種券を残すこととなりました。

26日の衆院予算委員会では河野氏は「ワクチン接種そのものにマイナンバーカードもマイナンバーも必要ない」と答弁しました。入力作業は自治体が行い、接種者が用意する必要はないことを説明しました。

92万人の世田谷区の保坂展人区長は「今頃になってシステムの話をするのは、あまりに遅い」と批判しています。厚労省に「統一した管理システムを構築して欲しい」と要望したが受け入れられず、区独自のシステムを発注すべく業者の選定を始めた矢先だったとのこと。

**マイナンバーカード普及率 15.5% 何とか増やしたい火事場泥棒的発想**

マイナンバーカードの交付枚数は昨年3月1日時点で、全国では人口127,443,563人に対して、19,730,752枚で、15.5%しかありません。特別区では、人口9,486,618人に対して、1,994,937枚と21.0%でした。何としてマイナンバーカードを普及したいと平井氏や河野氏や菅首相。ワクチン接種まで利用して普及させようとする火事場泥棒的な発想です。全く広がらない、国民総背番号制のマイナンバーカードは見直すべきではないでしょうか。

## 札幌市 医療・介護・福祉従事者に無料PCR実施へ

しんぶん赤旗の報道によると、札幌市は580の高齢者・障害者支援施設、療養型の医療機関で働く従事者4万2200人を対象に、月1度の無料PCR検査を3月から実施することになりました。日本共産党道委員会と党市議団が医療関係者らから声を聞いて回り、繰り返し要請し実現させました。

札幌市北区の介護老人保健施設・茨戸（ばらと）アカシアハイツで昨年4月に起きたクラスター（感染者集団）で17人が亡くなった痛苦の教訓から、はたやま和也道対策本部長・前衆院議員を先頭に、道厚生局に要望。党市議団が市議会で連続して取り上げ、6度にわたりPCR検査拡充を要請してきました。

11月末には、はたやま氏と村上仁市議団長が、▽医療機関や福祉施設、保育園、学校と集団感染リスクの高い施設に勤務する職員や利用者や直ちにPCR検査を実施する▽歓楽街すすきの地区の全飲食店の従業員に全額国庫負担で行うよう国に求める一を秋元克広市長に要望。応じた町田隆敏副市長は「重要な課題だと思っている」と答えました。

3月から8月までの半年間、毎月PCR検査を実施します。経費約6億円を2月定例議会の補正予算に計上することになっています。

村上氏は「逼迫し、深刻さが増す医療支援は“待ったなし”。中小業者への支援強化と一体で、さらに前へ進めていきます」と話しています。

### 自治体独自に無料でPCR検査実施も

このように自治体独自に無料でPCR検査を実施するところが出て来ました。埼玉県三芳町の場合、「一定の高齢者等へのPCR検査事業」。

三芳町では、身近な生活活動の場において新型コロナウイルスの感染者または発熱、咳など風邪症状等の有症状者（以下「感染者」という。）が1名発生した際に、重症化するリスクが高い特性がある一定の高齢者や基礎疾患を有する人を対象に、住民の安心、感染拡大の防止を図るためPCR検査を実施します。



◇対象者 次の1.と2.の双方に該当する人

1. 三芳町の住民基本台帳に登録された、65歳以上の高齢者または65歳未満の基礎疾患を有する人。
2. 町民の身近な生活活動の場において感染者が発生した際に、都道府県が実施する行政検査（医師の判断を含む）及び保険診療の対象とならない、無症状であるPCR検査の希望者。

◇基礎疾患とは、厚生労働省の実施要綱に記載されている次の因子とします。ただし最新の知見を踏まえ変更がある場合があります。慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心疾患、肥満（BMI 30以上）

◇費用負担 この検査にかかわる費用について自己負担はありません。ただし検査実施場所までの交通費、申請や問い合わせ等による通信費（電話代、切手代）等については負担をお願いします。また下記の注意事項を確認ください。

1. 検査結果が陽性の場合については、保険診療に切り替えられます。医療機関より請求された保険料の一部負担金はご自身での支払いとなります。
2. 医療機関が発行する陰性証明書が必要な場合は自己負担となります。

### 臨時交付金を地方負担のPCR行政検査「充てられず」

内閣府が7日、地方創生臨時交付金の仕組みについて説明する事務連絡を出しました。この間、政府は新型コロナの陽性者を見つけるために自治体が行う行政検査の費用について、2分の1の地方負担分を地方創生臨時交付金で支援するという説明を繰り返していました。ところが同事務連絡では、行政検査のような国2分の1、地方2分の1という費用負担割合がもともと法令で決まっている事業（法定率事業）の地方負担分には、地方創生臨時交付金は「充てられない」と明記されました。

他方、同連絡は法定率事業の地方負担分に直接充てられないが、自治体が独自に行う事業（単独事業）には充てられるとしています。検査・医療にかかわる自治体独自の取り組みに臨時交付金を充て、浮いた地方財源を行政検査の費用（地方負担分）にまわすという“迂回（うかい）路”をとれば、結果として、検査費用を国が出したのと同じになる—というのが国の言い分です。

菅首相は「事実上の全額国負担となっている」と述べてきましたが、7日の事務連絡で、複雑な仕組みによる遠回りの間接補助にすぎないという実態が改めて明確になりました。自治体から、「本当にこの仕組みで地方負担分をカバーできるのか」「結局、いったん自治体の持ち出しになるのは同じ」などの声が起こっています。

やはり、行政検査自体を全額国庫負担にする以外に、行政検査・社会的検査を拡充する道がないことが、いよいよ明らかになったといえます。

## **政府も不特定多数に無料 PCR 検査実施へ 東京や大阪で3月にも**

政府が不特定多数の人々を対象にした新型コロナウイルスのPCR検査を早ければ3月から開始すると報じられています。感染者数が多い東京や大阪など都市部で毎日、数百～数千人に無料の検査を実施し、市中感染の状況把握を目指す。感染拡大の端緒を明らかにし、効果的な感染症対策につなげる目的です。

風邪のような症状がある人や濃厚接触者といった感染の可能性が高い人を主に対象としている自治体の検査とは違い、街中にどれほど感染している人がいるかを調べることで、実態が分かるとしています。政府が検査費用を負担し、民間の検査会社に検査の実施を委託して行われます。本人負担を無料とすることで、幅広い層に検査を受けてもらいたいとしています。水際対策が重要になる空港のほか、都市部の繁華街や企業、大学など多くの人が集まる機会がある場所を想定しているとのこと。現地で鼻の粘液や唾液を集めるのに加え、郵送でも検体を受け付ける方針。検査結果は本人に通知するが、統計データは個人が特定されない形で利用するとしています。

## **各団体のとらえ**

### **年金者組合 年金引き下げに抗議の声明**

年金者組合は、このほど「コロナ禍のもと高齢者の生活実態を無視した厚労省の年金額引き下げ決定に抗議する」との声明を出しました。

厚生労働省は、2021年度の年金支給額を、名目手取り賃金変動率がマイナスで、物価変動率を下回っているとして、今年度から実施される「新年金改定ルール」により0.1%引き下げると発表しました。これに、コロナ禍による感染拡大と医療崩壊の危機という厳しい現実の中で苦難を強いられている多くの高齢者の生活実態を歯牙にもかけない菅政権の決定に、全日本年金者組合は断固抗議するものであるとしています。

そして、総務省が公表した2020年平均の「全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）は対前年比0.0%、賃金変動率マイナス0.1%で、この場合、従来は据え置きとされていたものでした。それが、2016年12月に強行可決された「年金制度改革関連法」（いわゆる「年金カット法」）で、「賃金変動率が物価変動率を下回る場合」、「賃金変動率に合わせて改定する」とした年金額改定の改悪ルールを今年4月から実施することになっているために、賃金変動率に合わせて減額したものであると指摘しています。



さらに、賃金・物価による改定率がマイナスであるためマクロ経済スライドによる「調整」という名の年金引き下げは実施せず、翌年度以降に繰り越すことになり、これも「年金カット法」で導入され、すでに実施されている「未調整」分のキャリーオーバーで、実施可能な時は何年分でも繰り越し・合算して減額する際限ない年金引き下げのルールが敷かれており、絶対に容認することができないとしています。

そして、コロナ禍のもと、高齢者に厳しい生活を強いることは許されることではない。年金引き下げの決定を撤回するとともに、高齢者が安心して暮らせる年金制度の構築を強く求めています。◇1月27日、参院予算委員会で、新型コロナウイルス感染拡大の影響で生活に困窮する人たちへの支援について「最終的には生活保護」と答弁した菅首相。年金引き下げで、高齢者にも「自助」と言い、さらに「最終的には生活保護」と言うのでしょうか。あきれ果ててしまいます。